

独立行政法人国立健康・栄養研究所の 平成19年度の業務実績の評価結果

平成20年8月19日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成19年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立健康・栄養研究所は、厚生労働省の附属機関であった国立健康・栄養研究所が、平成13年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。今年度の当該研究所の業務実績の評価は、平成18年3月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成18年度～22年度）の二年度目の達成状況についての評価である。

当該研究所に対しては、国の機関から独立行政法人となった経緯等を踏まえ、第2期中期目標において、第1期中期目標（平成13年度～17年度）に引き続き、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成18年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成19年度業務実績全般の評価

第2期中期計画において明確に打ち出された研究所の理念に基づき、健康と栄養に関する我が国の中核的研究機関として、メタボリックシンドロームをはじめとする社会的に重要な健康課題に積極的に取り組んでいる姿勢が窺われる。

三つの重点調査研究については、各プログラムが相互に連携しながら、食事や運動などの生活習慣による健康への影響の解明、「食事摂取基準」の次期改定や「健康日本21」の最終評価に向けた調査研究、及び健康食品の安全性や有効性を確保するための取り組みが行われており、評価できる。重点調査研究のほかにも独創的な研究や社会的ニーズを踏まえた研究が行われており、これらの研究成果は主要な学術誌に論文として多数発表されており、高く評価する。

研究成果については、「健康日本21」の推進やメタボリックシンドローム対策等に活かされるとともに、公開セミナーやホームページ等を通じて積極的に国民等へ広く提供されていることは、評価できる。また、国際協力や産学連携にも積極的に取り組み、人材育成や国際交流を進めた。

一方、中期目標の確実な達成に向けてさまざまな取り組みがなされた。平成18年度に移行したプログラム・プロジェクト制の下に、プロジェクトの位置づけや進捗等に応じたメリハリのある人員配置や予算配分、研究成果や貢献度の処遇への反映などの取り組みを行い、安定した研究・業務組織の運営が図られている。

また、内部職員による事務処理システムの開発・導入、定型的な業務の外

部委託化など、事務等の効率化・合理化に取り組むとともに、プログラムごとのコスト管理の徹底や原則一般競争入札の導入等による経費節減、競争的研究資金の獲得や書籍監修等による自己収入の増大を図るなど、業務運営全体として効率化等が図られており、評価できる。

これらを踏まえると、平成19年度の実績評価については、全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に関する調査研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことによる、公衆衛生の向上及び増進」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

①健康食品の安全性については、国民の関心が非常に高いことから、この領域における研究の一層の進展及び迅速でわかりやすい情報提供が望まれること。

②食育については、地域・大学等で研究や取り組みが進んでいることから、研究所として取り組むべき課題や関わり方について明確にする必要があること。

③民間企業等との連携において、公共性を欠かない連携のあり方について工夫する必要があること。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

①業務運営の改善に関する事項について

運営会議、プログラムリーダー会議等により、中期計画に沿った運営体制の改善及び効率化が着実に図られている。また、内部の進行管理や評価の体制を確立するとともに、所内セミナーや研究交流会等を通じて職員間の情報や意識の共有化が進められていることは評価できる。

②研究・業務組織の最適化に関する事項について

研究・業務組織については、専任のプログラムリーダーの配置により、研究所として適正な人員配置・管理体制としている点、また、民間企業や大学等との人材交流により組織の活性化を図っている点については、中期計画どおりと評価する。なお、重要な役割を担う研究者については、可能な限り専任にすることが望ましい。

③職員の人事の適正化に関する事項について

プロジェクトの重要性等に応じたメリハリのある人員配置、研究成果や貢献度に応じた処遇への反映、女性研究員等の働きやすい環境づくりなど、職員人事の適正化に向けた取り組みが積極的に行われており、評価できる。特に、外国人研究員の採用を実現したほか、女性研究員や技術補助員の採

用を積極的に行ったことは評価できる。なお、技術補助員の必要数やコストとパフォーマンスについては、具体的に説明する必要がある。

④事務等の効率化・合理化に関する事項について

事務職員による事務処理システムの開発・導入、定型的な業務の外部委託化、事務職員の各種研修等への参加など、事務等の効率化・合理化に積極的に取り組んでおり、評価できる。

⑤評価の充実に係る事項について

年2回の内部評価及び年1回の外部評価を実施し、その結果を予算や人員配置に適切に反映させるなど、評価システムが安定的に運用されていることは評価できる。なお、評価結果がどのように研究業務の改善や活性化につながっているかを明らかにすべきである。

⑥業務運営全体での効率化について

平成17年度予算を基準として一般管理費については9.2%の削減が達成されたが、業務経費については2.6%の削減であり、人件費については、平成17年度実績を基準として2.7%の削減に留まっている。業務経費、人件費については、それぞれ5%の削減に向け、更なる努力が必要である。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

①研究に関する事項について

三つの重点調査研究のうち、「生活習慣病予防のための運動と食事に関する研究」については、生活習慣による健康への影響の解明に向けて、基礎的な研究と実践的な研究が調和しながら、中期計画を上回るペースで研究が進捗しており、評価できる。

また、「日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究」については、文献レビュー、コホート研究等により、「食事摂取基準」の次期改定や「健康日本21」の最終評価に向け、研究が積極的に展開されており、有用な研究成果があり、政策への寄与が期待される。なお、これらの研究成果の最終的な評価は「健康日本21」等の成果まで待たねばならない。それら政策推進への寄与について意図的な働きかけが望まれる。

『健康食品』を対象とした食品成分の有効性及び健康影響評価に関する調査研究においては、国民の関心が高まっている健康食品のヒトに対する影響の評価手法及びリスクコミュニケーションに資するデータベースの充実など、優れた研究成果を上げており、今後、この領域における調査研究の一層の充実及び迅速かつわかりやすい情報提供が望まれる。

重点調査研究以外の調査研究において、新たな研究課題に取り組んでい

る点については評価する一方、「食育推進のエビデンスとなる研究」については、国の食育推進計画への寄与など実績が見えないため、この点を明らかにすると共に当該研究分野はさまざまな地域・大学でも研究や取り組みが進んでいるので、研究所としての関わり方を明確にすべきである。

研究成果については、国内外の質の高い学術誌等への掲載や学会等における招待講演など、積極的な発表が行われており、中期計画を大きく上回る実績を上げており、高く評価する。

研究成果を広く社会に還元するための取り組みについても、一般公開セミナーや専門家向けセミナー、オープンハウスの開催など、さまざまな取り組みを積極的に行っており評価できる。今後、社会的ニーズや専門家のニーズを踏まえて、一層の充実が望まれる。知的財産権の活用については、平成19年度の特許出願は2件に留まっていることから、今後の対処が望まれる。

研究の実施体制等の整備については、連携大学院、民間企業等との人材交流や共同研究を積極的に進めるとともに、研究員の重点配置や研究の進捗等に応じて研究費を配分するなど、研究の効果的・効率的な推進に努めたことは評価できる。

②法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項について

健康増進法に基づく業務である「国民健康・栄養調査の集計業務」及び「特別用途食品等の分析業務」について、目標に達する実績を着実に上げている。とくに、国民健康・栄養調査の調査技術及び精度の向上を図るため、技術研修セミナーの開催や「標準的図版ツール」を試作・試用したことは評価できる。

社会的・行政ニーズへの対応として、関係団体や行政機関との意見交換、国の審議会への参加等を通じて対応に努めているが、その具体的な内容を明らかにするとともに、国民との接点をより重視した対応が求められる。

国際協力、産学連携等の対外的な業務については、第三回アジアネットワークシンポジウムの開催、若手外国人研究者の招へいなど国際協力を進めるとともに、民間企業と共同でニュートラシューティカルズプロジェクトを推進するなど、ほぼ中期計画に沿った対応が行われたが、今後、民間企業等との公共性をもった連携や中国、インドを含むアジア諸国との健康・栄養に関する国際交流の一層の進展が望まれる。

栄養情報担当者（NR）制度については、これまで4回に亘る認定試験が実施され、認定者が順調に増え続けるなど、着実に制度の定着が図られている。なお、NRの実際の業務内容及び社会での活動状況についてのモニタリング、並びに制度のあり方や研究所の関わりについての検討結果を早い時期に示す必要がある。

③情報発信の推進に関する事項について

情報発信については、ホームページやニュースレター等を通じて積極的に実施されている。ホームページについては、「健康食品の安全性・有効性情報」をはじめ、アクセス件数が非常に多いことは評価できる。また、新たにコミュニケーションチャンネル「健康・栄養フォーラム」が開設されたが、広く国民との双方向の情報提供・共有による新たな成果及びニーズ把握が進むことを期待する。

(3) 財務内容の改善等について

①外部資金その他の自己収入の増加に関する事項について

外部の競争的資金や共同研究資金の獲得や書籍監修などによる自己収入の増加に努めたことは、それらの獲得額からみて、中期計画を上回る実績として評価できる。

②運営費交付金債務残高について

運営費交付金債務残高は主として人件費実績が予想を下回ったことによるものであり、独立行政法人として実施すべき事業を計画どおりに実施しなかったことによる残高ではない。なお、平成19年11月の独立行政法人会計基準改訂への対応として、当年度においても経過措置として費用進行基準を採用していることについて、重要な会計方針に適切な開示をすべきである。

③経費の抑制に関する事項について

各部門における人件費や業務費のコスト管理、アウトソーシングの推進による人的資源の有効活用などにより、経費の抑制への取組を行ったことは中期計画どおりと評価するが、数値目標を掲げるなどさらなる経費抑制への取り組みや短期借入金の限度額設定にあたってのルールづくりが望まれる。

④その他の業務運営に関する事項について

外部からアクセスの多い「健康食品の安全性・有効性情報」のサーバー更新等によるセキュリティの強化及び利便性の向上を図るとともに、「情報ネットワークセキュリティポリシー」の改定、「セキュリティ対策実施手順」の制定など、ソフト・ハード両面に亘る情報セキュリティの強化に取り組んだことは、評価できる。

(4) 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等への対応について

①給与水準の適切性等について

人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、平成17年度の実績額を基準として評価を行った。平成19年度の実績では2.7%の削減がなされているが、5%の削減に向け、更なる努力が必要である。

給与については、当該法人は国の機関から独立行政法人に移行したことから、国に準じた給与体系（国と同一の俸給表等）を適用している。給与水準については、国家公務員指数で平成18年度は国家公務員の水準を上回っていたが、平成19年度は93.6（事務・技術職員）、96.6（研究職員）といずれも下回っており、適正な水準であると認める。

なお、役員給与については、独立行政法人整理合理化計画に基づき、業績や勤務成績を一層反映させる等、引き続き適正化を進めていく必要がある。

また、この法人に限ったことではないが、役員報酬が高いとの意見もあった。

②随意契約の適正化について

当該法人における契約は、原則競争入札とし、随意契約については、契約の性質または目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付すことができない場合等に限定するとともに、随意契約ができる場合の金額についても、平成19年9月からは国の基準より引き下げている。

随意契約の件数は、平成17年度68.4%→平成18年度46.9%→平成19年度35.5%と17年度の約半分に減少しており（金額ベースの割合は、17年度53.0%→18年度47.3%→19年度42.0%）、随意契約を減らすという国の方針に対応した取り組みが行われているところであるが、なお改善の余地があり、今後も積極的な情報開示を図りつつ、さらなる努力を期待する。

また、一般競争入札についても、3割は1者入札となっているため、今後更に競争性を働かせる努力が必要である。

③目的積立金について

当該法人は、当期利益として15,008,799円計上しているが、目的積立金は申請していない。利益の発生要因としては、特別用途食品表示許可試験の手数料や受託研究等であり、それぞれ事業を伴うものが多く、安定した利益とは言い難いが、次年度以降、利益が発生する場合、これら経営努力に係る分について、目的積立金の申請を行うことも検討すべきである。

④保有資産について

当該法人は、平成13年4月に国の試験研究機関から特定独立行政法人に移行したものであり、独自の庁舎を持たず、個別法により国の研究庁舎を無償使用しているが、設備等を保有していることから、研究に支障のない範囲で資産の貸与等の有効活用を図るべきである。

⑤官民競争入札の活用状況について

当該法人は、研究機関であり窓口業務などの公共サービスを提供しているものではないが、官民競争入札等の活用について、今後とも努力を期待する。

⑥コンプライアンス体制の整備状況等について

当該法人のコンプライアンス体制の整備状況等については、職員全体については、平成18年の非公務員化に伴い全面改正を行った「倫理規程」が整備されており、研究部門においては、外部有識者を含めた「研究倫理審査委員会」（3部会：ヒトゲノム・遺伝子解析研究部会、疫学研究部会、実験動物研究部会）を設置し、人間の尊厳及び人権の尊重、個人情報保護などに配慮し、社会の理解と協力を得ながら適正に研究が実施されており、コンプライアンス体制は適切に整備・運用されていると認められる。

この体制が維持・継続されることを望むとともに、職員一人一人が倫理規程等を遵守し、当該法人の職員としてふさわしい適正な行動を日常業務の中で実践する努力が求められる。